

野田市情報公開条例の一部を改正する条例（案）及び野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引（改正案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市情報公開条例の一部を改正する条例（案）及び野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引（改正案）

2 意見の募集期間

平成30年8月28日（火曜日）から平成30年9月26日（水曜日）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	2人	4件
提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	2人 4件
政策等に反映した意見		3件

4 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
全体			
1	<p>私は、野田市に情報公開請求をし始めてから、20数年が経過しました。当初は、所謂のり弁とも言われたように、黒塗り部分が必要以上に目につきました。明らかに、その必要のない箇所までもがその対象とされていたように思います。</p> <p>さて、この度、情報公開制度の運用の見直しをされたということで、その改正案が提示されたところです。</p> <p>新旧とを比較するに当たり、従来と比較し、より進歩したように見受けられます。特に、運用のための手引きは従来は職員向けのものであったのが、見直し後は市</p>	<p>今回の運用の見直しでは、これまでの条例の解釈及び運用の手引が法文的な書き方で読みにくく、職員に読まれず、活用されなかったこと及び職員への研修が不十分であったということを問題点として挙げ、その改善策として、職員が読みやすいものを意識して重要な点を「摘要」に記載し、開示請求については、担当課の職員も日常的に使う部分なので、抜粋してマニュアル化しました。今後は、全職員に対し、「条例の解釈及び運用の手引」及び「開示請求対応マニュアル」を周知するとともに、職員への研修を行うことにより、条例の運用を徹底してま</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>ホームページで公表するということです。このことは、より開かれたことと評価したいと思います。ただ、当改正案が施行されたとして、より、的確に運用がなされるのであろうか？と危惧を抱いたのも事実です。それは、趣旨のところ、野田市の情報「公開制度の運用は適正に行われておりますが職員に条例の解釈及び運用の手引きが活用されておられません。としていますが、なぜ、運用されなかったのか、という問題点及び改善策が明らかにされていません」そのようなことから一縷の不安を抱かざるを得ません。当、改正案が絵に描いた餅にならないように、と切に願うものです。ご承知の通り、情報公開制度は民主主義の根幹であるところの市民の知る権利を基本としています。それと同時に、公文書は国民・市民の所有物であり財産です。であることから、昨今、国政で大問題になっている、勝手に改ざん若しくは廃棄をするなどはもってのほかです。改正後の野田市の取り組みに期待しています。</p>	いります。	
野田市情報公開条例の一部を改正する条例			
2	<p>第2条第2号ただし書イ 本項は、公文書管理法が言う「歴史公文書等」の扱いにも係わる事項と思われる。 「歴史的な資料」との表記に留めず、「歴史的な資料（行政文書及び郷土資料）」と明確に資料の内容について表記すべきではないか。</p>	<p>条例第2条第2号は、行政文書の意義を規定しており、同号アとご指摘のありました同号イに掲げるもの以外を行政文書と定義付けています。 同号イの文書は、「貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた公開の範囲、手続等の基準により公開</p>	修正無し（野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引に修正有り）

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>ちなみに、野田市ホームページにある興風図書館の仕事の内容に「行政資料及び郷土資料の収集、整備、保存及び利用に関すること。」とある。</p>	<p>すべき文書」として位置付けているため、情報公開条例における行政文書から除外しているもので、具体的には、図書館の仕事として収集する「行政資料及び郷土資料」を想定しています。</p> <p>しかしながら、条例で具体的に歴史的な資料の内容まで規定することは、他団体の条例にも例がなく、「歴史的な資料」という条例案の規定で十分であると考えられるため、御意見のような規定をしないこととします。</p> <p>ただし、条例の運用に参考となる例示であることから、野田市情報公開条例の解釈と運用の手引に記載することといたします。</p>	
野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引			
3	<p>(1) 表紙、裏表紙 表紙と裏表紙を付け、文書名、野田市の文書である旨の表記、目次、文書の所管部門名、初版作成日、改正履歴などを明らかにするべき。</p> <p>(2) 審査請求の流れ P71の「審査請求書の写しを提供するサービスは行わない。」については、情報公開制度に限らず、野田市の全ての事務において共通的に調整する</p>	<p>(1) 表紙、裏表紙について 今回の意見募集に当たっては、分かりやすくするため改正案を新旧対照表形式で公表しておりますが、実際の手引には、表紙と裏表紙を付け、文書名、野田市の文書である旨の表記、目次、文書の所管部門名、策定年月日を記載します。また、改正履歴については、当該制度の運用に関する改善の経過を示す重要な情報となり得ることから、単に誤字を訂正するものを除き、記載してまいります。</p> <p>(2) 審査請求の流れ 審査請求の制度においては、審査請求人が審査請求書の控えを持参した場合は、希望に応じて受付印を押印し、控えを持参していない場合でも、審査請求人からの</p>	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>必要があるのではないか。例えば、住民監査請求制度、部局への請願制度、議会への陳情制度など。現状では、市民が何処に提出するものかを考えて、時には2部持参したり、時には1部持参で無料で写しを交付してもらえたりバラバラの対応がされている実態がある。</p>	<p>希望があれば、審査請求が確かに受け付けられたことの証として受付印を押した審査請求書（資料が添付されていた場合、当該資料を除く。）の写しを作成し、提供する運用とすることにいたします。</p> <p>「野田市の全ての事務において共通的に調整する」ことにつきましては、住民監査請求、各部局への請願及び議会への陳情については、上記審査請求の制度の運用と同様とします。その他の制度につきましては、それぞれの事務の処理件数や受付証の交付などの代替サービスの有無、申出への応答の即時性等を勘案して、同様の取扱いが行えるよう検討してまいります。</p>	
<p>情報公開条例に基づく開示請求対応マニュアル（野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引の別冊）</p>			
4	<p>表紙に野田市の文書である旨の表記、初版作成日の他、改正履歴を明らかにするべき。</p>	<p>初版作成日については、裏表紙に策定年月日を記載しております。野田市の文書である旨については、表紙に表記を追加し、改正履歴については、当該制度の運用に関する改善の経過を示す重要な情報となり得ることから、単に誤字を訂正するものを除き、記載してまいります。</p>	修正有り